

都市計画変更案及び環境影響評価準備書の説明会を開催しました。

－東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）－

記者発表資料

沿線7区市12会場で、約2,300人の方が来場

東京都は国土交通省の協力のもと、都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）の都市計画案及び環境影響評価準備書（6月2日公告・縦覧）に関する説明会を、6月6日から27日にかけて沿線7区市12会場で開催しました。

説明会では、「都市計画変更案」と「環境影響評価準備書」の概要について、スライドなどを用いて説明し、その後、会場出席者からご質問やご意見をいただきました。

また、説明会とは別に相談コーナーを6月26日から7月2日にかけて7区市7会場で開設し、約330人の来場があり、多くのご質問、ご意見、ご相談をいただきました。

『都市計画案』及び『環境影響評価準備書』の縦覧期間は7月3日で終了しましたが、今後も引き続き、住民の皆さんの意見を聴くなど丁寧な取組に努め、計画を進めてまいります。なお、意見書の提出は7月18日（火）まで受け付けております。

下記アドレスにて、「環境影響評価準備書」や「都市計画案及び環境影響評価準備書のあらまし（パンフレット）」などの関連資料を公開しています。また、説明会で使用したスライドをビデオCDにしてお貸しします。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gaikan/>

平成18年7月5日

東京都都市整備局

国土交通省関東地方整備局

発表記者クラブ

都庁記者クラブ	国土交通記者会
国土交通省建設専門紙記者会	国土交通運輸記者会
竹芝記者クラブ	横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会	

問い合わせ先

東京都都市整備局都市基盤部外かく環状道路担当課長	うすだ ひとし 白田 仁
電話：03-5388-3326	（都庁内線 30-470）
国土交通省東京外かく環状道路調査事務所 計画課長	いのまた かずよし 猪股 和義
電話：03-3707-3896	（内線 778-471）

都市計画変更案及び環境影響評価準備書の説明会及び相談コーナー開催状況

■ 都市計画変更案及び環境影響評価準備書の説明会（全 12 回、延べ 2289 人来場）

開催日	開催時間	会 場	来場者人数
平成18年6月 6日 (火)	19:00～21:00	練馬区立泉新小学校体育館	212人
平成18年6月 7日 (水)	19:00～21:00	練馬区立上石神井中学校体育館	319人
平成18年6月 8日 (木)	19:00～21:00	練馬区立石神井中学校体育館	208人
平成18年6月14日 (水)	19:00～21:00	調布市立若葉小学校体育館	123人
平成18年6月15日 (木)	19:00～21:00	調布市立緑ヶ丘小学校体育館	98人
平成18年6月16日 (金)	18:30～20:30	世田谷区立明正小学校体育館	115人
平成18年6月19日 (月)	18:30～20:30	世田谷区立砧小学校体育館	190人
平成18年6月20日 (火)	19:00～21:00	武蔵野公会堂	179人
平成18年6月21日 (水)	19:00～21:00	杉並区立桃井第四小学校体育館	335人
平成18年6月22日 (木)	19:00～21:00	狛江市立狛江第五小学校体育館	65人
平成18年6月23日 (金)	19:00～21:00	三鷹市立北野小学校体育館	269人
平成18年6月27日 (火)	19:00～21:00	三鷹市立高山小学校体育館	186人

■ 相談コーナー（全 7 回、延べ 330 人来場）

開催日	開催時間	会 場	来場者人数
平成18年6月26日 (月)	13:00～20:00	練馬常設オープンハウス会場	70人
平成18年6月27日 (火)	10:00～16:00	三鷹常設オープンハウス会場	97人
平成18年6月28日 (水)	13:00～20:00	狛江市谷戸橋地区センター	24人
平成18年6月29日 (木)	13:00～20:00	杉並区西荻地域区民センター第1・第2集会室	29人
平成18年6月30日 (金)	13:00～20:00	調布市緑ヶ丘地域福祉センター	48人
平成18年7月 1日 (土)	11:00～19:00	吉祥寺南町コミュニティセンター	21人
平成18年7月 2日 (日)	11:00～19:00	世田谷区砧総合支所3階会議室	41人

「都市計画案」及び「環境影響評価準備書」への質問 ～説明会での主な質問と、国と都の考えを紹介します。～

Q1 どうして今、都市計画変更及び環境影響評価の手続きに入るの？

A 外環は、首都圏の交通渋滞や環境の改善、経済効果、都市再生に大きな役割を果たすことから、沿線地域をはじめ首都圏全体として、必要性は高いと考えております。

沿線地域では慎重な検討を求める意見がある一方で、広域的には外環の早期整備を求める意見が多く、また沿線地域でも「早期整備が必要」「作る、作らないを早く決めてほしい」といった意見もあります。

さらに、沿線区市長意見交換会を開催し、意見を聴いてきました。こうした状況を十分に勘案し、外環本線を地下化することについて概ね理解を得たものと判断し、手続きに着手することとしました。

今後、都市計画変更及び環境影響評価の手続きの中でも住民等の意見を聴き、客観的かつ専門的な視点から審議、検討が行われます。

Q2 都市計画や環境影響評価では何が決まるの？

A 都市計画の決定により、都市計画施設（道路等）の位置や区域・構造等が定まります。外環については、ルート、トンネル構造、I C・J C T位置等が具体的に決まります。

環境影響評価とは、事業が環境に与える影響を、事前に調査、予測及び評価し、必要に応じて環境保全のための措置を講じることなどにより、事業実施による環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続きを行う仕組みです。事業を行う場合、こうした手続きを踏まえて、環境に配慮がなされることを確保し、事業者は事業を実施することになります。

Q3 立体都市計画ってどういう制度なの？建築制限はなくなるの？

A 立体都市計画とは、適正かつ合理的な土地利用を図るため、地下等に都市施設（道路等）を整備する場合に、当該都市施設の区域に立体的な範囲を定め、道路の整備に支障ない範囲で、地上部の建築制限の緩和を目的とする制度です。

外環の都市計画変更案は、シールドトンネル区間など、地上部からの工事を行わない部分について、地下に立体都市計画を定めています。

なお、目白通りから東八道路間の地上部街路（外環ノ2）の取扱いについては、地元の意見を聴きながら、できるだけ早期に結論を得られるよう検討を進めますが、外環ノ2の取扱いが定まるまでの間は、従来の建築制限が継続されます。

Q 4 意見書を出すと、どのように扱われるの？

A 都市計画案及び環境影響評価準備書に対する住民の皆様からの意見は、7月18日（火）までの間に、いただくことになります。

(1) 都市計画案に対する意見

都市計画変更案に対する住民の意見については、意見の要旨をとりまとめ、東京都の見解とあわせて東京都都市計画審議会に提出し、審議されます。

(2) 環境影響評価準備書に対する意見

準備書に対する環境保全の見地からの住民の意見については、意見の概要をとりまとめ、東京都（都市計画決定権者）の見解とあわせて、関係区市長及び東京都知事に送付し、区市長は住民の意見等を参考にして意見を作成します。住民の意見の概要、区市長の意見及び今後開催される予定の「都民の意見を聴く会」での意見は、東京都環境影響評価審議会に送付されます。

なお、いただいた皆様からの意見については、設計や事業段階に入った場合でも、可能なものについては取り入れていきます。

Q 5 これまでのP Iで出された意見はどう扱われたの？

A これまでP I方式で幅広く意見を聴きながら計画の具体化を行ってきました。

こうした意見を踏まえて、大深度地下の活用、I C（三箇所）の設置、十分な環境施設帯の確保や、換気所をJ C T等の中に収めるなどの計画としました。また、沿線地域では、外環を整備した場合の自然環境や生活環境への影響を懸念するご意見をいただいております。環境への影響と保全対策等を示してきました。このような経緯を踏まえて、都市計画案及び環境影響評価準備書を取りまとめました。

なお、これまでにいただいた意見とあわせて、今後も引き続き皆様のご意見を聴きながら検討を進めていきます。

Q 6 予測結果と違い、影響が生じた場合、どうするの？

A 今回の環境影響評価で示した配慮・保全措置を行うことで、著しい影響が生じることは無いと予測していますが、事業中にあっても地下水等のモニタリングをしながら事業を進め、仮に、著しい影響が生じることが明らかとなった場合は、環境保全のための必要な追加対策を検討・実施します。

また、完成後も必要に応じて、大気質や騒音の観測を継続するなどの事後調査を実施します。

Q 7 外環を事業化することが決まったの？

- A** 事業化は、都市計画変更等の手続きを踏まえ、費用対効果や採算性などを検討し、国土開発幹線自動車道建設会議で審議され、決定されます。
今後、具体的な事業主体や事業手法などについて、検討していきます。

Q 8 外環の東名以南の計画はどうなるの？

- A** 外環の東名以南については、早期整備に向けた検討の必要性があるとの意見をいただいています。
関越道から東名高速間の計画変更の状況を踏まえつつ、関係機関との調整の場を設けるなど、検討のスピードを早めています。

Q 9 地上部街路（外環ノ2）はどうなるの？

- A** 地上部街路（外環ノ2）の計画については、これまで
①現在の都市計画の区域を活用して道路と緑地を整備
②都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備
③代替機能を確保して都市計画を廃止
の3つの考え方を示し、意見を聴いてきました。
さらに、平成18年4月に公表した「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」においても、外環が地下化された場合、その必要性について検討する路線として位置づけました。
今後、引き続き皆様の意見を聴きながら、区・市とともに早期に結論を得られるよう検討を進めます。